

平成30年度 保育園入園のご案内

渋谷区



©SHIBUYA CITY

渋谷区の妖精
あいりっすん
渋谷区 PR キャラクター

目 次

<p><input type="checkbox"/> P.1 渋谷区における保育施設について</p> <p><input type="checkbox"/> P.2 保育園とは？</p> <p><input type="checkbox"/> P.2 子ども・子育て支援制度／支給認定</p> <p><input type="checkbox"/> P.4 申込方法</p> <p><input type="checkbox"/> P.4 希望保育園を記入するにあたって</p> <p><input type="checkbox"/> P.4 障害のあるお子さん、疾病等のある お子さんの利用申込み</p> <p><input type="checkbox"/> P.4 園での薬の取扱及び医療行為について</p> <p><input type="checkbox"/> P.4 食物アレルギーへの対応について</p> <p><input type="checkbox"/> P.5 申込みに必要な書類</p> <p><input type="checkbox"/> P.6 育児休業を取得している期間について</p> <p style="padding-left: 20px;">P.6 区外の保育園の申込み</p> <p style="padding-left: 20px;">P.6 区外にお住まいの方で渋谷区の保育園の 申込み</p> <p style="padding-left: 20px;">P.7 延長保育</p> <p><input type="checkbox"/> P.8 利用調整（入園選考）日程</p> <p><input type="checkbox"/> P.8 利用調整（入園選考）</p> <p><input type="checkbox"/> P.9 支給認定の申請及び利用申込みから 決定までの流れ</p> <p><input type="checkbox"/> P.9 申込み後の状況変更</p> <p><input type="checkbox"/> P.10 利用調整基準表</p> <p style="padding-left: 20px;">P.12 保育実施期間（保育園に通園できる期間）</p>	<p>P.13 保育時間</p> <p>P.13 入園後の状況変更</p> <p>P.14 認可保育園在園児の継続通園の特例</p> <p>P.14 転園申込み</p> <p>P.15 継続通園の手続き</p> <p><input type="checkbox"/> P.15 保育料について</p> <p><input type="checkbox"/> P.16 月額保育料</p> <p><input type="checkbox"/> P.17 延長保育料</p> <p><input type="checkbox"/> P.18 区立保育室</p> <p><input type="checkbox"/> P.20 居宅訪問型保育事業（待機児・障害児）</p> <p>P.22 障害児保育園ヘレン初台</p> <p><input type="checkbox"/> P.23 小規模保育事業</p> <p>P.24 区立幼保一元化施設</p> <p>P.24 認証保育所・私立保育室</p> <p>P.24 その他の認可外保育施設</p> <p>P.25 認証保育所・私立保育室・認可外保育施 設の保育料の助成</p> <p>P.25 保育園在園中のサービス</p> <p>P.26 その他の保育サービス</p> <p>P.29 Q & A</p> <p>P.32 渋谷区内の認証保育所・私立保育室一覧</p> <p>P.33 保育園マップ</p>
--	---

注：□ のついた項目は申込みする際、必ずお読みください。

クラス年齢表

平成30年4月1日現在

生年月日	クラス
H24・4・2 ～ H25・4・1 (2012) (2013)	5歳児
H25・4・2 ～ H26・4・1 (2013) (2014)	4歳児
H26・4・2 ～ H27・4・1 (2014) (2015)	3歳児
H27・4・2 ～ H28・4・1 (2015) (2016)	2歳児
H28・4・2 ～ H29・4・1 (2016) (2017)	1歳児
H29・4・2以降に生まれたお子さん (2017)	0歳児

保育施設のクラスは、4月1日現在の年齢で決まります。

年度の途中で誕生日を迎え、年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

渋谷区における保育施設について

渋谷区における保育施設は、次表のような種類があります。施設の種類により、申込先等が異なりますのでご注意ください。

施設種別	概要	含まれる保育施設等
認可保育施設	国が定めた基準（広さ、保育士数等）を満たして、都道府県知事に認可された施設です。	①区立保育園 ②私立保育園 ③認定こども園（保育所型）
地域型保育事業	地域における多様な保育ニーズに対応するため、少人数（19人以下）の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する、区に認可された事業です。	④小規模保育事業 ⑤居宅訪問型保育事業
幼保一元化施設	区が条例に基づき設置している、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成される施設です。	⑥千駄谷なかよし園 山谷かきのみ園
認可外保育施設	国又は区市町村の認可を受けている保育施設以外の施設です。	⑦認証保育所 ⑧私立保育室 ⑨区立保育室 ⑩その他の認可外保育施設

- ① **区立保育園**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
渋谷区が設置・運営している認可保育園です。
- ② **私立保育園**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
社会福祉法人・株式会社等が設置・運営している認可保育園です。
- ③ **認定こども園(保育所型)**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
国の指針を元に、都道府県知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育園です。保育が必要なお子さんに加え、3～5歳になると短・中時間のお子さんもお預かりします。
※ 短・中時間については、各園に直接お問い合わせください。
- ④ **小規模保育事業**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
渋谷区が認可する0～2歳児クラスのお子さんを小規模施設で保育する事業です。
保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設けています。（P. 23 参照）
- ⑤ **居宅訪問型保育事業**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
保育を必要とする乳幼児の居宅で、1対1を基本とした家庭的保育を行う事業です。
認可保育園に申込みして待機となった0～2歳児クラスに該当するお子さん又は障害等により集団保育が困難であり、事業者との面接で預かりが可能と判断された1歳から小学校就学前までのお子さんを対象とした事業です。（P. 20 参照）
- ⑥ **千駄谷なかよし園・山谷かきのみ園**：【申込】保育課入園相談係 【支給認定】必要
区立幼保一元化施設の詳細については、P. 24 を参照してください。
※ 山谷かきのみ園の1～3歳児は支給認定不要です。
- ⑦ **認証保育所**：【申込】施設へ直接 【支給認定】不要 【保育料助成】対象
東京都が定めた基準を満たして、東京都が認証した施設です。5歳児までお預かりする施設と、2歳児までお預かりする施設があります。（P. 24 参照）
- ⑧ **私立保育室**：【申込】施設へ直接 【支給認定】不要 【保育料助成】対象
渋谷区が定めた基準を満たして、渋谷区が指定した施設です。（P. 24 参照）

⑨ **区立保育室**：【申込】保育課入園相談係 【保育料助成】対象

渋谷区が設置し、民間事業者運営委託している施設です。認証保育所に準じた基準を満たしています。認可保育園に申込みし、待機となったお子さんを対象とした施設です。（P.18 参照）

⑩ **その他の認可外保育施設**：【申込】施設へ直接 【支給認定】不要（必要となる場合もあり）

【保育料助成】一部対象

上記以外の民間事業者が運営している保育施設です。（P.24 参照）

保育利用料助成については、P.25 及び区ホームページを参照してください。

保育園とは？

保護者が働いていたり、病気などのため、家庭で保育することができないお子さんを保育する児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設です。

「集団生活を体験させてみたい」「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは、利用の対象になりませんのでご注意ください。

● 保育が必要な事由

- 【 就 労 】 1か月48時間以上就労していること
居宅外就労・・・家庭の外で仕事をしている。
居宅内就労・・・家庭でお子さんと離れて家事以外の仕事をしている。
- 【 妊 娠 ・ 出 産 】 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 【 疾 病 ・ 障 害 】 疾病若しくは負傷、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 【 介 護 ・ 看 護 等 】 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 【 災 害 復 旧 】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 【 求 職 活 動 】 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 【 就 学 】 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること。
- 【 虐 待 ・ D V 】 児童虐待を行っている、若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力によりお子さんの保育が困難であると認められること。
- 【 育 休 中 の 利 用 】 育児休業に係る児童以外のお子さんが保育園等を利用しており、育児休業の間に保育園等を引き続き利用することが必要と認められること。

子ども・子育て支援制度／支給認定

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が始まりました。制度の対象となる施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定（支給認定）」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定（支給認定）」は保育園等の入園申込みと同時に保育課入園相談係にて申請することができます。

● 子ども・子育て支援制度の対象となる施設・事業

施設の種類によって、制度の対象となる施設、対象とならない施設があります。詳細はP.1をご覧ください。また制度では、P.1の施設や幼稚園以外にも以下の対象事業があります。

◆**地域型保育事業**

施設より少人数の単位で、0～2歳児のお子さんを預かる事業：家庭的保育事業・事業所内保育事業

◆**地域こども・子育て支援事業**

全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた子育て支援を行う事業：

一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業・延長保育事業 等

● **支給認定の種類**

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設・事業	認定の有効期間
1号認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短・中時間）	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間）	最長で小学校就学前まで ※「 保育が必要な事由 」により 異なります。
3号認定	満3歳未満で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間） 地域型保育	最長で満3歳の前日まで ※「 保育が必要な事由 」により 異なります。

● **保育の必要量**

「2号認定」または「3号認定」を受ける方は、就労の時間その他の事由に応じて、「保育の必要量」の認定を行います。「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育園の利用できる時間（保育時間）が異なります。保育時間の詳細はP.13をご覧ください。

保育必要量の区分	実際の就労時間	保育時間
保育標準時間	概ね1か月120時間以上の就労を常態	1日あたり11時間まで
保育短時間	1か月48時間～概ね120時間未満の就労を常態	1日あたり8時間まで

● **支給認定証の交付**

保護者が「**保育が必要な事由**」に該当する場合、支給認定区分や保育の必要量を記した「支給認定証」を交付します。

保育園の利用を希望される場合、利用調整（入園選考）を実施しますので、支給認定証が交付されたとしても、利用をお約束するものではありません。

支給認定の申請・保育園の利用申込みから、利用決定までの流れは、P.9をご覧ください。

● **支給認定に係るその他の手続き**

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や、住所・氏名が変更になった場合、支給認定証を紛失し再交付する場合は、別途手続きが必要になります。

申込方法

認可保育園、地域型保育事業、区立幼保一元化施設及び区立保育室の利用をご希望の場合は、印鑑を持参のうえ、P.5の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口でお申込みください。

区立保育室及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業、小規模保育事業）については、申込条件等が認可保育園と異なりますのでP.18～23を確認してください。

入園の申込みの締切日は、P.8「平成30年度利用調整日程」を参照してください。

申込締切日は、利用申込、転園申込とも共通です。郵送での受付はいたしません。

希望保育園を記入するにあたって

空き状況に左右されず「毎日通える範囲で、入りたい順番に」記入してください。

（認可保育園、区立幼保一元化施設及び小規模保育事業はあわせて最大10園まで、区立保育室及び居宅訪問型保育事業は最大あわせて5園まで）

- ◆申込時に空きがなくても、利用調整会議の日までには空きが発生していることもあります。
- ◆利用調整はP.10～11の「利用調整基準表」に基づき指数により行いますので、「第1希望だから有利、第〇希望だから不利」また「第1希望のみだから有利」ということはありません。
- ◆内定した保育園を辞退した場合には、次回の利用調整会議で不利となります。

出生前の利用申込み

4月の一次募集及び二次募集のみ出生前のお子さん（平成30年4月1日までに出産予定のお子さん）についても、申込みを受け付けます。ただし、保育園でのお預かりは出生後57日目からとなるため、誕生日により5月1日又は6月1日入園となることがあります。また、入園が内定していても、誕生日が4月2日以降となった場合は内定取消となります。

障害のあるお子さん、疾病等のあるお子さんの利用申込み

障害や疾病、発達の遅れなど、気になることがあるお子さんについては、利用申込みした保育園の状況（すでに障害のあるお子さんが在園している場合や、保育園の受け入れ体制が整わない場合等）により、入園する保育園を調整させていただくことがあります。

また、内定後、保育園での面接・健康診断の時点で判明した場合は、内定した保育園の状況によっては受け入れられない可能性もありますので、必ず事前にご相談ください。

※ 保育園でお預かりできるのは、集団での保育が可能で日々通園ができ、保育園での医療行為が必要のないお子さんになります。

園での薬の取扱い及び医療行為について

園では薬のお預かりは原則としてできません。保育時間内に与薬せず、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください。（例：1日2回（朝・夕）、3回（朝・帰宅後・寝る前）処方など）なお、園では、医師法の定めにより医療行為を行うことはできません。

食物アレルギーへの対応について

食物アレルギーへの対応もしております。事前に園にお申し出ください。除去食については専門医やかかりつけ医の指導・指示に基づいて対応しますので、医師による指示書の提出をお願いします。給食については個人の方々の主義や要望による特別な対応はできかねますのでご理解、ご協力をお願いします。

申込みに必要な書類

※状況により追加で書類の提出が必要な場合があります。

必要書類				
1	支給認定申請兼保育所利用申込書		<input type="checkbox"/>	必須
2	家庭現況届		<input type="checkbox"/>	
3	確認票		<input type="checkbox"/>	
4	エントリーシート（全ての項目を確認し、チェックしてください）		<input type="checkbox"/>	
5	保育が必要な状況を証明する書類（原則として、 保護者全員分 ）			
	ア 会社員	就労証明書（区の様式）	<input type="checkbox"/>	該当するもの
	イ 自営業等で働いている場合 （自営業者・会社経営者・会社役員・内職などの場合 または就労先の代表者が配偶者・親族である会社員 の場合）	以下の2点 ・就労証明書（区の様式） ・直近の確定申告書か源泉徴収票の写し （ない場合は登記簿謄本・開業届・営業許可証等）	<input type="checkbox"/>	
	ウ 就労内定	就職内定証明書（区の様式）	<input type="checkbox"/>	
	エ 出産による申込みをする場合	母子健康手帳（表紙と分娩予定日の記載のあるページ）の写し	<input type="checkbox"/>	
	オ 病気または心身に障害がある場合	以下のうちいずれか1点 ・障害者手帳の写し ・診断書	<input type="checkbox"/>	
	カ 病人や心身に障害のある方を看護・介護している場合	以下の2点 ・看護・介護状況申告書（区の様式） ・介護保険被保険者証等の写し	<input type="checkbox"/>	
	キ 求職中の場合	求職活動に関する申立書	<input type="checkbox"/>	
	ク 学校等に通学している場合	以下の2点 ・在学証明書の写し ・授業のカリキュラム等の写し	<input type="checkbox"/>	
6	加算の対象となる書類や保護者の状況を申立てる書類			
	ア 認可外の保育施設やベビーシッター等にお子さんを預けている場合	受託証明書（区の様式）	<input type="checkbox"/>	
	イ 育児休業取得期間中の申込みの場合（P.6参照）	復職に関する申立書（区の様式）	<input type="checkbox"/>	
	ウ 育児休業給付金の支給を受けている場合（決定通知書発行前の場合はBでも可）	以下のうちいずれか1点 A 育児休業給付金支給決定通知書の写し B 育児休業給付金支給申請対象者証明書	<input type="checkbox"/>	
7	住民税額または収入額を証明する書類【対象：渋谷区に住民税課税権がない方のみ】（注）			
	ア 4月～8月利用申込	平成29年度及び平成30年度住民税課税（または非課税）証明書	<input type="checkbox"/>	
	イ 9月～1月利用申込	平成30年度住民税課税（または非課税）証明書	<input type="checkbox"/>	
	ウ 日本で住民税の課税がない場合	以下の2点 ・年間収入申告書（区様式） ・海外収入を証明する書類等	<input type="checkbox"/>	

（注）・ 保護者全員分の提出が必要です。

・ 平成30年度分については7月末までに提出してください。

・ 住民税の特別徴収税額決定通知書は住民税の総額にならない場合があるため、必ず住民税課税（または非課税）証明書の提出が必要です。

※住民税は一般的に、平成29年度分は平成29年1月1日、平成30年度分は平成30年1月1日時点で住民登録していた自治体で課税されていますので、その自治体から住民税課税（または非課税）証明書を取り寄せて提出してください。

育児休業を取得している期間について

保護者が育児休業を取得している期間は、お子さんを保育園でお預かりすることはできませんが、入園した月（1月入園のみ3月まで）に復職することを条件に申込みできます。

申込みの際に就労証明書の他に、当区指定の「復職に関する申立書」（保護者の申立て）を提出し、入園後に「復職証明書」（勤務先の証明）を提出することが必要です。

★以下の場合は退園（内定取消）になります。

- ・「復職証明書」が保育課で指定した期日（入園月の翌月の10日）までに提出のない場合
- ・入園した月に就労実績のない場合（有給休暇は就労実績になりません）
- ・復職後の就労日数・時間が申込時と比較して大幅に下回っている場合

※大幅に下回っている場合とは、勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした方が週4日で復職した）場合や、就労時間が減る（8時間勤務で2時間を超える育児時間をとる）場合など、利用調整基準に照合して基本指数が下回る場合です。

区外の保育園の申込み

渋谷区民の方が、渋谷区外の保育園の申込みをする場合は、渋谷区の保育課入園相談係に申込みをしてください。

申込みの際は、必ず事前に希望する保育園を管轄する市区町村に「申込要件、申込締切日、必要書類、空き状況等」をお問い合わせください。

転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先市区町村であらためて申込みが必要になります。

区外にお住まいの方で渋谷区の保育園の申込み

渋谷区外にお住まいの方で渋谷区の保育園を希望される場合は、現在お住まいの市区町村の様式でお住まいの市区町村の保育担当窓口へ申込みしてください。（P.8「平成30年度利用調整（入園選考）日程」の申込締切日までに渋谷区に申込書類が届くように、余裕をもって申込みしてください。）なお、利用調整の際には、渋谷区民の方が優先されます。

● 渋谷区に転入予定がある方

- ・「転入手続きに関する同意書」と渋谷区への転入予定日・転入予定地がわかる書類（売買契約書や賃貸契約書の写し等）の提出が必要です。
- ・転入後、利用調整の結果にかかわらず、入園希望月の前月末日（例：4月1日入園希望⇒3月31日）までに、あらためて渋谷区の利用申込が必要です。申込みがない場合は、内定が取消しになります。
- ・区立幼保一元化施設（千駄谷なかよし園4・5歳児、山谷かきのみ園）については、直接、渋谷区保育課の窓口へ申込みが必要です。申込書類は渋谷区の様式となります。
- ・待機となったお子さんを対象とした区立保育室及び居宅訪問型保育事業についても同時に申込みことができます。

● 渋谷区に転入予定のない方

※以下の申込制限があります。

※	申込時期	クラス	◎申込み可能 ×申込み不可						
			区立園	私立園	こども園	小規模保育	居宅訪問型	区立幼保	区立保育室
在勤あり	4月一次	0~5歳	×	×	×	×	×	×	×
	4月二次以降の例月	0~2歳	4~9月は×	◎					
在勤なし		4月二次以降の例月	0~5歳	×	×	◎	×	×	×

※「在勤あり」…勤務先が渋谷区内にある方（就労内定者・就学予定者は除く。）

延長保育

満1歳以上のお子さんを対象として、区内の全保育園で延長保育を実施しています。延長保育は、保護者の就労を理由として通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に行います。（延長保育の時間については、P.13「保育時間」を参照してください。）

※延長保育が必要な場合、利用申込みとは別に延長保育の申込みが必要です。

※利用申込時に保育課窓口で延長保育も希望することをお伝えください。

（延長保育の内定が利用の絶対条件であるかを確認させていただくため。）

※延長保育の定員に空きがない場合や離乳食が終了していない場合等にご利用になれないことがありますので各園にご確認ください。

● 区立保育園・千駄谷なかよし園(区立幼保) ※月ぎめの延長保育の利用は区民のみです。

利用内定後に次の書類をそろえて保育園に直接申込みをしてください。延長保育の定員以上に申込みがあった場合は、保育課入園相談係で利用調整を行います。

・延長保育申込書

・延長保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）

※利用申込み時に、証明日が平成29年10月1日以降の証明書を提出していれば不要です。

★月ぎめの延長保育は、原則として月11日以上のご利用が見込まれる場合にお申込みください。また、ご利用開始後に就労状況の変化、出産等により月ぎめの延長保育がなくなつた場合は、すみやかに辞退届を保育園に提出してください。

<スポット延長保育>

満1歳以上の在園児が、必要な日のみ（1か月に10日まで）利用できる制度です。

1日あたりの利用枠があります。区民以外の在園のお子さんでも利用できます。

在園する保育園に、直接申込みをしてください。

● 私立保育園・認定こども園・山谷かきのみ園(区立幼保)・小規模保育事業

利用決定後に保育園に直接申込みをしてください。（延長保育の定員がありますので、申込みをしても利用できないことがあります。）

● 延長保育料

区立保育園・区立幼保一元化施設

：区が延長保育料の額を決定します。延長保育料は区にお支払いください。延長保育料の額については、P.17を参照してください。

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業

：園（運営事業者）が延長保育料の額を決定します。延長保育料は直接園（運営事業者）にお支払いください。延長保育料の額については、各園にお問い合わせください。

● 区外の認可保育園に在園している方

延長保育を利用できるかは在園している園を管轄する自治体の規定によりますので、園を管轄する自治体にお問い合わせください。

● 区外にお住まいで渋谷区内の認可保育園に在園している方

区立保育園は、延長保育の利用はできません。（スポット延長保育の利用は可能です。）

私立保育園は、各園にお問い合わせください。

平成30年度利用調整（入園選考）日程

転園申込も同じ日程です。

入園希望日	申込締切日	利用調整結果公表日	延長申込締切日 (区立園のみ)
4月1日入園	一次：平成29年11月30日(木) 二次：平成30年 2月16日(金)	一次：2月8日(木) 二次：3月9日(金)	一次：2月22日(木) 二次：3月20日(火)
5月1日入園	4月5日(木)	4月16日(月)	4月24日(火)
6月1日入園	5月7日(月)	5月16日(水)	5月24日(木)
7月1日入園	6月5日(火)	6月15日(金)	6月22日(金)
8月1日入園	7月5日(木)	7月18日(水)	7月24日(火)
9月1日入園	8月3日(金)	8月15日(水)	8月23日(木)
10月1日入園	9月3日(月)	9月14日(金)	9月21日(金)
11月1日入園	10月5日(金)	10月15日(月)	10月23日(火)
12月1日入園	11月5日(月)	11月16日(金)	11月22日(木)
1月1日入園	11月30日(金)	12月10日(月)	12月18日(火)

★2月1日、3月1日入園はありません。

- ・申込締切日までに提出のあった書類に基づいて利用調整会議を行います。
- ・延長保育の結果は、延長申込締切日の数日後にお伝えします。
- ・平成31年4月1日入園は、平成30年10月下旬～平成30年11月下旬の間で募集する予定です。詳細は区ニュース・区ホームページでもお知らせいたします。
- ・居宅訪問型保育事業については、内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、原則として申込締切日が認可保育園等よりも1か月分早くなります。

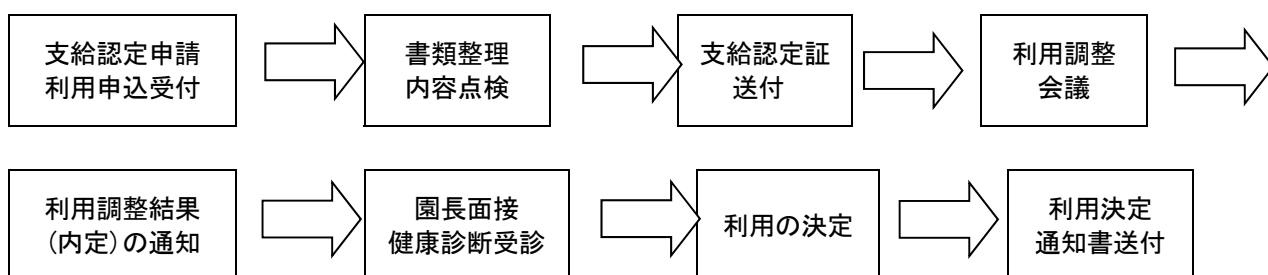
利用調整（入園選考）

提出された「保育が必要な状況を証明する書類」等で、P.10～11の「利用調整基準表」に基づき指数を計算し、保育が必要な程度を決定します。

保育が必要な程度の高い方から利用の内定をします。

抽選や先着順ではありません。

支給認定の申請及び利用申込みから決定までの流れ



※利用調整の結果、入園できなかったときは、「利用調整結果通知書（待機）」を送付します。

● 支給認定証の送付

保育園の利用申込と同時に、支給認定の申請を受け付けます。

提出された「保育が必要な状況を証明する書類」等から、保育の必要な事由に該当するかを確認したうえで、「支給認定証」を送付します。

※保育園の利用は利用調整会議を経て決定しますので、支給認定証が交付されたとしても利用をお約束するものではありません。

● 入園(利用)が内定したとき

- ・利用希望月の利用調整会議終了後、「利用調整結果通知書（内定）」を送付します。
- ・内定した保育園から、面接・健康診断等の連絡をします。
- ・日時は平日9：00～16：00の間に指定させていただきますので、ご了承ください。
- ・面接時には、「支給認定証」と「母子健康手帳」をお持ちください。
- ・面接等の内容により、内定が取消しになる場合があります。
- ・内定した保育園を辞退した場合は、次回の利用調整会議で不利となります。

● 入園(利用)できなかったとき

- ・利用希望月の利用調整会議終了後、「利用調整結果通知書（待機）」を送付します。
- ・「利用調整結果通知書（待機）」を送付するのは、利用を希望した最初の月のみです。それ以降は利用が内定しない限り連絡いたしません。
- ・申込書は平成31年1月入園分まで有効です。希望の園に欠員が生じた場合に利用調整の対象となります。有効期間内であれば、毎月申込みの手続きをする必要はありません。
- ・平成31年4月入園分は、別途、申込みが必要です。

申込み後の状況変更

※利用調整の結果、入園できずお待ちになっている方も含みます。

- ・申込み後に住所、就労状況、家庭現況の変更、次のお子さんの出産予定や産休・育休期間が決まった場合及び希望保育園の追加・削除等があった場合は、すみやかに保育課入園相談係に届出をしてください。
- ・申込締切日までに届出のあった変更後の内容で利用調整を行います。各締切日については、別紙「平成30年4月保育園利用申込みについて」またはP.8「平成30年度利用調整（入園選考）日程」をご参照ください。
- ・申込み後に就労先や就労内定先の変更等があった場合は、内定取消になる場合があります。
- ・保育園の利用の必要がなくなった場合も、すみやかに保育課入園相談係に申込取下げの届出をしてください。

〔利用調整基準表〕

基本指数に調整指数を加算又は減算し、指数が高い方から入園できるよう調整します。指数が同じ場合は、「同一指数となった場合の優先順位」により判断します。なお、原則として渋谷区民(転入予定を含む。)を優先します。

番号	類型	保護者の状況		基本指数			
		細目					
1	居宅外就労	事業所に雇用されている者又は自営をしている者	週5日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態(おおむね月20日以上)		20		
			週5日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態(同上)		18		
			週5日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態(同上)		16		
			週5日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態(同上)		10		
			週3日以上5日未満の就労で1日8時間以上の就労を常態		12		
			週3日以上5日未満の就労で1日6時間以上8時間未満の就労を常態		10		
			週3日以上5日未満の就労で1日4時間以上6時間未満の就労を常態		8		
			上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6		
		その他	週5日以上就労し、1日6時間以上の就労を常態(おおむね月20日以上)		14		
			上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6		
2	居宅内就労	事業所に雇用されている者又は自営をしている者	週5日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態(おおむね月20日以上)		20		
			週5日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態(同上)		18		
			週5日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態(同上)		16		
			週5日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態(同上)		10		
			週3日以上5日未満の就労で、1日8時間以上の就労を常態		12		
			週3日以上5日未満の就労で、1日6時間以上8時間未満の就労を常態		10		
			週3日以上5日未満の就労で、1日4時間以上6時間未満の就労を常態		8		
			上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6		
		その他	週5日以上就労し、1日6時間以上の就労を常態(おおむね月20日以上)		14		
			上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6		
3	出産・疾病・就労	出産	保育実施期間は、出産予定月を中心に前後2か月(計5か月以内)		8		
			妊娠初期及び中期に長期間にわたって安静が必要な場合		14		
		疾病	居宅内	入院	おおむね1か月以上の入院をしている、又は入院を決定した者		20
					常時病臥・感染性		20
				常時安静(寝たきりではないが、安静が必要で保育困難)		14	
				一般療養(通院加療を要する状態)		8	
				精神性	症状が重度(精神障害者保健福祉手帳1級～3級相当)のため保育が困難な場合		20
					症状が軽度(上記以外の場合)のため保育困難な場合		14
		上記以外の場合で通院加療を要する状態		8			
		障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上		20		
身体障害者手帳3級、愛の手帳4度			12				
身体障害者手帳4級			4				
4	介護	入院・施設等付添介護	常時病院・施設等で付添介護を必要とする場合		20		
			常時ではないが病院・施設等で付添を必要とする場合		12		
		その他の介護	日常生活に全面的(食事・排泄・入浴等)介護を必要とする場合		16		
			日常生活において、身の回りの事はある程度できるが、しばしば介護を必要とする場合		10		
上記以外の場合		6					
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合		20			
6	その他	求職	就労内定	週5日以上就労し、8時間以上の就労を常態(おおむね月20日以上)	12		
				週3日以上就労し、6時間以上の就労で上記に該当しない場合	8		
			求職	求職のため、日中外出を常態(保育の実施期間は3か月)		2	
		就学等	学校教育法に定める学校、専修学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合等		*①		
			日本語習得のため日本語学校に通学している場合				
不存在等		死亡・離婚・行方不明・拘禁等		20			

注1 父母それぞれの指数を算出して合算し、世帯の指数を決定する。なお、ひとり親世帯は、父又は母の指数に+20を加算する。

注2 番号1及び2の「その他」は、内職及びこれに類する就労形態の者で、勤務の態様から明らかに保育が必要と認められるもの。

注3 *①は、番号1の「居宅外就労」の細目及び指数と同様とする。

注4 番号6の「就学等」は、不就労であるが、就学・技能取得のため現に保育に当たれない場合で、保育園開園時間中に月48時間以上の通学・通所を要するもの。

注5 保護者が就労している場合であっても、出産予定月の前2か月から後2か月までの5か月間の申込みで、産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなる。

注6 申込要件(「類型」)に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用する。

調整指数

◎ 加算となる要件に該当する場合、その事実を確認できる書類の提出が必要です。

番号	条 件	指数	
1	父母共に、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合 *②	6	
2	父又は母が、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合 *②	4	
3	父母共に、不存在(長期入院を含む。)の場合	6	
4	父又は母が、不存在(長期入院を含む。)の場合	同居者無し	4
		同居者有り	3
5	生活保護世帯	6	
6	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てにわたり、介護が必要な者がいる場合	4	
7	父母共に、求職中の場合	4	
8	利用申込み中の児童を有償で預けている場合 父母の就労時間等をカバーしている継続的な利用の場合(一時保育、認可保育所を除く。)のみ適用し、育児休業中、就労内定を除く。また、保護者の親族または知人に預ける場合は除く。	2	
9	兄弟姉妹が既に在園している園を利用申込みする場合、又は兄弟姉妹が同じ園を同時に申込み場合	2	
10	申込児が障害を有するために通所通院をしており、保護者の就労が制限されている場合(基本指数が20の場合を除く。)	2	
11	双子児以上の申込みの場合	1	
12	父又は母が単身赴任中の場合(雇用主の命令により、日常的に帰宅できず保育にあたれない場合に適用。自営業等を除く。)	2	
13	利用希望日において、就労実績が6か月以上ある場合	1	
14	保護者のいずれかが、育児休業給付金を受けている場合	2	
15	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	3	
16	父母共に、特定医療費(指定難病)受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券(公費負担者番号が51、54、83で始まるものに限る。)が交付されている場合 *②	3	
17	父又は母に、特定医療費(指定難病)受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券(公費負担者番号が51、54、83で始まるものに限る。)が交付されている場合 *②	2	
18	同居の親族等が、補完的な保育にあたる場合	-2	
19	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合	-2	
20	就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合	-6	
21	過去3か月以上の保育料(区立保育室の保育料を含む。)の滞納(卒園児を含む。)がある場合	-6	

注1 *②は、就労者の場合にのみ加算する。 注2 番号8と番号14は重複して加算しない。 注3 番号13は保護者ごとに加算する。

同一指数となった場合の優先順位

※①渋谷区民新規②渋谷区民転園③転入予定の順に優先し、その上で以下の内容等を基本に保育の必要度を総合的に判断します。

番号	条 件
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯
3	基本指数が高い世帯
4	兄弟姉妹在園児と同じ保育園を希望している場合
5	父又は母が単身赴任中の場合(自営業等を除く。)
6	既に復職して、利用申込み中の児童を有償で預けている場合(調整指数の番号8が適用される場合に限り。)
7	保護者の状況(保育を必要とする主たる要件) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外就労 ④居宅外就労(親族経営事業所に就労) ⑤居宅内就労 ⑥居宅内就労(親族経営事業所に就労) ⑦その他就労 ⑧出産・介護 ⑨就労内定・就学・求職中
8	祖父母の状況 ①別居又は同居だが保育にあたれない場合(祖父母が求職中又は就労内定の場合を除く。) ②同居(同一敷地内居住を含む。)
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	就労時間に比して著しく収入が低い等の状況がない世帯
11	前年度の渋谷区での住民税額を基準として保育料の階層を決定した場合、A～D5階層にあたる世帯(未申告の者がいる世帯を除く。)
12	渋谷区での引き続き住民登録の期間が長い世帯(保護者のうち期間が長い者を基準とする。長い者の期間が同一の場合は短い期間の者を基準とする。)

注1 番号6に該当する児童のうち、年齢上限がある保育施設を卒園予定の児童(2歳児クラスまでの保育施設に在籍している2歳児など)等については、その他の児童に優先する。

注2 番号7の「親族経営事業所に就労」とは、配偶者又は祖父母等の親族が代表者となっている事業所に勤務している場合で、就労日数、就労時間に対する賃金の支給状況(最低賃金を基準とする。)等から代表者の補助的役割を担っていると認められるものとする。

注3 転園申込みのうち、0歳児園から1歳児園への転園(1歳児クラスのみ対象)及び兄弟姉妹が通っている保育園への転園申込みについては、「①渋谷区民新規」として取り扱う。

保育実施期間（保育園に通園できる期間）

保育園に通園できる期間は、P. 3の「支給認定の有効期間」を踏まえ、以下のとおりとなっています。

	理由	実施期間
1	就労（★1）	在園要件を満たせば最長で小学校就学前まで
2	求職・就労内定（★2）	3か月間（入園した翌月末までに就労証明書を提出することで期間の延長を行います）
3	出産	最長5か月間の希望する月（出産予定月をはさんで、前後2か月）例えば出産予定日が7月25日の方は5月～9月までの希望する月
4	介護・病気等	介護・療養等を要しなくなるまで （毎年年度末までに、介護・病気等の状況確認をいたします）
5	就学	就学期間中 （毎年就学の状況確認をいたします）

★1：保護者が就労しており、次のお子さんの出産予定月をはさんだ前後2か月の計5か月間にかかる実施期間について

- ・原則出産要件となりますが、産後休暇後、直ちに復職する必要がある場合は、就労要件としての申込みとなります。復職条件等については、「復職に関する申立書」をご確認ください。
- ・産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなります。ただし、入園した場合の実施期間は、生まれたお子さんが満1歳を迎える年の年度末までとなります。（期間内に復職することで小学校就学前までとなります。）

★2：保護者が求職中・就労内定を理由に保育園に内定した場合

- ・保育園に通園できる期間は3か月となります。その後も保育が必要な場合は、再度、締切日までに、2か月間の求職活動状況の報告と合わせて申込みが必要です。ただし、利用調整の結果によってはその後、継続して入園できないことがあります。
- ・入園後、2か月以内に就労を開始した場合は「就労証明書」を保育課入園相談係あてに提出してください。提出された書類の内容を確認し、要件を満たせば就労要件での在園として保育実施期間を延長します。就労を開始していても2か月以内に「就労証明書」の提出がなく状況を確認できない場合は、前述のとおり3か月で退園となります。
- ・就労内定先とは別の会社に勤務したり、勤務状況が変わる場合は内定取り消しとなります。

例：4月に求職中で入園した場合、5月末日までに就労証明書の提出がなければ6月末日で退園となります。7月以降の利用を希望する場合は7月1日入園に再度の申込み（6月5日締切）が必要となります。（再度の申込みがあった場合でも再度入園できるとは限りません。）



保育時間

お子さんの保育時間は、各保育園の開園時間内で、家庭の状況等を考慮しながら、保護者と相談の上で園が決定します。支給認定証の保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の範囲内で必要最低限の時間となります。

園と決定した登園日であっても、仕事がお休みの場合はご家庭での保育または9：00～16：00のお預かりとなりますのでご協力をお願いします。

（注意）延長保育は原則として満1歳の誕生日以降に利用できますが、定員に空きがない場合や離乳食が終了していない場合等は利用できないことがありますので園にご確認ください。

● ならし保育

お子さんが集団生活になれるために、入園後しばらくの間は、保育時間を短縮して保育しますのでご協力をお願いします。

● 開園時間

平成29年10月1日現在

施設名		開園時間	延長保育時間
区立保育園・区立幼保一元化施設		7：30～18：30	18：30～19：30
私立	保育園うさぎとかめ 保育園うさぎとかめ分園	7：00～18：00	18：00～19：00
	広尾上宮保育園 聖ヨゼフ保育園	7：15～18：15	18：15～19：15
	聖ヨゼフ保育園西原 さくら上宮保育園 渋谷もりのこ保育園神南 神宮前保育園にじ 西原保育園ゆめ ぶれあ保育園・上原（小規模保育施設）	7：30～18：30	18：30～19：30
	鳩の森保育園 キッズハーモニー・NEWoMan キッズハーモニー・よよぎの杜 ほっぺるランド渋谷 にしはらさくらさくほいくえん	7：30～18：30	18：30～20：30
	渋谷東ちとせ保育園 富ヶ谷ちとせ保育園 参宮橋ちとせ保育園 あい・あい保育園 初台本町園※ みんなのみらいをつくる保育園初台	7：15～18：15	18：15～20：15
	ベネッセ美竹の丘保育園	7：30～18：30	18：30～21：30
	認定こども園 西原りとるばんぶきんず 代々木至誠こども園 薫る風・上原こども園 神宮前あおぞらこども園 本町きらきらこども園 恵比寿のびのびこども園 本町そよかぜこども園 まちのこども園代々木上原 まちのこども園代々木公園	7：30～18：30	18：30～20：30

※あい・あい保育園 初台本町園は、平成30年4月より開園時間7:30～18:30、延長保育時間18:30～19:30となる予定です。

※平成30年4月開設予定施設の開園時間・延長保育時間については、別紙「保育園・幼保一元化施設一覧」をご覧ください。

入園後の状況変更

保育園は、家庭で保育を受けられないお子さんをお預かりする施設です。入園した後も家庭で保育を受けられない状況が続いていることが保育園に在籍するための要件となります。

入園後に就労状況の把握のため勤務先などに電話等をさせていただく場合があります。

● 退園となる場合

保育が必要な状況でなくなった場合（離職や病気の回復等）や、原則として3か月以上保育園に通園していない場合は、退園となります。

保育園は、教育施設（幼稚園およびインターナショナルスクール等）との二重在籍を認めていません。教育施設入園の際は、保育園は退園となります。

● 転出する場合

他の区市町村に転出した場合は保育園は原則退園となります。ただし、転出後も在籍している園に継続して通いたい場合は、在籍している園や保護者の勤務場所等で、転出後の在籍できる期間が異なります。転出を予定されている場合は、事前に保育課入園相談係と在籍している園にご連絡ください。

● 届出と書類の提出

入園後に、保護者の住所、勤務先、家庭の状況（出産、婚姻、離婚）等に変更があった場合は保育の変更届（区様式）に変更内容を記入し、証明書等と併せてご提出ください。（保育園にも連絡をお願いします。）変更内容に応じて、支給認定証の変更等が生じる場合があります。

例：転職した場合の必要書類

保育の変更届、家庭現況届、転職先の就労証明書、退職年月日の分かる書類（離職票等）

認可保育園在園児の継続通園の特例

● 新たにお子さんが生まれ育児休業を取得する場合

- ・すでに認可保育園に在籍しているお子さんがいて、次のお子さんが生まれて育児休業を取得される場合は、生まれたお子さんが満1歳を迎える年の年度末までは、在籍しているお子さんの継続通園が可能です。ただし、それ以降も継続して育児休業を取得する場合は退園となります。（例：平成29年4月2日～平成30年3月30日生まれ→平成31年3月31日まで）
- ・退園後、育児休業終了後に再び保育園の利用を希望される場合は、新たに利用申込手続きが必要となります。
- ・育児休業期間中は短時間認定となります。また、産前産後休暇・育児休業中の保育時間は原則9：00～16：00のお預かりとなりますのでご協力をお願いします。
- ・育児休業期間中の延長保育・土曜日保育についてはお断りさせていただきます。
※育児休業中に退職・転職した場合は、継続通園の特例はなくなりますので、原則として在籍しているお子さんは退園となります。ご注意ください。
※在籍している保育園が渋谷区以外の場合は、その市区町村の取扱いも加味されます。

転園申込み

- ・第1希望の保育園に入れなかった場合や転居等により別の保育園を希望する場合は、転園申込みができます。保育課入園相談係で申込みをしてください。
- ・同条件で新規入園希望の方と転園希望の方の申込みがあった場合は、原則として新規入園希望の方が優先されます。（認可園の在籍児については受託の加算は付きません。）
- ・転園月中に復職する場合を除き、原則として育児休業中の転園の申込みはできません。（転居等のやむを得ない事情により転園が必要な場合はご相談ください。）
- ・転園の内定が出た場合、元の保育園には別のお子さんが内定していますので、転園を辞退することはできません。年度途中で必要なくなった場合は、必ず取下げの届出をしてください。
- ・他の自治体の認可園からの転園も上記の取扱いとなります。

継続通園の手続き

毎年年度末に、次年度の継続通園の意思と在園要件を確認するための書類（継続通園確認票・保護者の就労証明書等）を提出してください。

期限までに必要な書類の提出がない場合は、継続通園の意思がないものとし退園となります。

保育料について

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3 4 6 3 - 2 4 8 3

● 保育料とは

保育料はお子さんの保育に要する費用にあてるため、保護者の方にお支払いいただくものです。渋谷区では所得に応じた負担をお願いしています。公平性の観点から、納期限を守って必ずお支払いください。

なお、認定こども園の保育料のお支払いは、直接認定こども園にお願いします。

● 保育料等の金額

毎月の保育料等は、4月～8月分は各世帯の前年度の市区町村民税額、9月～翌年3月分は当該年度の市区町村民税額により決定します。

渋谷区で住民税が課税されていない方は、課税されている自治体の「課税（非課税）証明書」の提出が必要となります。また、海外勤務等で課税証明書が提出できない場合は、必ず連絡してください。

毎月1日現在に在園している場合は、その1か月分の保育料をお支払いいただきます。

● 支払方法

保育料は口座振替によりお支払いいただきます。

口座振替依頼用紙は各保育園にも置いてありますので、各自金融機関にて手続きを行ってください。手続きが完了した方には「納入通知書（口座振替）」でお知らせいたします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）、出張所又は保育課窓口でお支払いください。

登録した口座には、毎月確実に保育料が引き落とせるように入金してください。正当な理由なく保育料を滞納した方は、法令に基づき滞納処分（給与等の差し押え）をします。お支払い忘れのないようご注意ください。

※ 納期限及び口座振替日は毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

● 保育料の減額について（申請があった場合にのみ適用）

上のお子さんが認証保育所等に通っている場合や、家庭状況の変更等により保育料の支払いが著しく困難になった場合に、保育料減額制度が適用（原則として翌月から）されることがあります。詳しくは保育課保育管理係までお問い合わせください。

（例）最近3か月の平均収入月額（ボーナスを除く）が前年の平均収入月額（ボーナスを除く）に比較して、1割以上低額となったとき。

● 保育料の軽減について

一定の収入以下の場合、保育料を軽減します。軽減の対象となる場合は「軽減後の保育料額」でお支払いいただきます。（P.16「月額保育料」参照）

月額保育料【区立・私立保育園・区立幼保一元化施設(長時間)・認定こども園(長時間)】平成29年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	軽減後			軽減率	
						3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0		
B	市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0		
C	市区町村民税均等割のみの課税世帯		1,900 (950)	1,300 (650)	1,300 (650)	0	0	0		
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が	5,000 円未満	3,300 (1,650)	2,800 (1,400)	2,800 (1,400)	0	0	0	100%
D2			5,000 円以上 20,000 "	4,100 (2,050)	3,600 (1,800)	3,600 (1,800)	0	0	0	
D3			20,000 " 50,000 "	4,700 (2,350)	4,600 (2,300)	4,600 (2,300)	0	0	0	
D4			50,000 " 80,000 "	7,700 (3,850)	5,400 (2,700)	5,400 (2,700)	0	0	0	
D5			80,000 " 110,000 "	9,500 (4,750)	6,300 (3,150)	6,300 (3,150)	0	0	0	
D6			110,000 " 140,000 "	10,700 (5,350)	7,100 (3,550)	7,100 (3,550)	7,490 (3,740)	4,970 (2,480)	4,970 (2,480)	30%
D7			140,000 " 165,000 "	11,800 (5,900)	7,900 (3,950)	7,800 (3,900)	8,850 (4,420)	5,920 (2,960)	5,850 (2,920)	25%
D8			165,000 " 190,000 "	12,700 (6,350)	8,500 (4,250)	8,400 (4,200)	10,160 (5,080)	6,800 (3,400)	6,720 (3,360)	20%
D9			190,000 " 215,000 "	13,700 (6,850)	9,100 (4,550)	9,000 (4,500)	10,960 (5,480)	7,280 (3,640)	7,200 (3,600)	
D10			215,000 " 240,000 "	14,600 (7,300)	9,700 (4,850)	9,000 (4,500)	11,680 (5,840)	7,760 (3,880)	7,200 (3,600)	
D11			240,000 " 265,000 "	15,500 (7,750)	10,300 (5,150)	9,000 (4,500)	12,400 (6,200)	8,240 (4,120)	7,200 (3,600)	
D12			265,000 " 290,000 "	16,200 (8,100)	10,800 (5,400)	9,000 (4,500)	12,960 (6,480)	8,640 (4,320)	7,200 (3,600)	
D13			290,000 " 310,000 "	17,100 (10,260)	11,300 (6,780)	9,000 (5,400)	13,680 (8,200)	9,040 (5,420)	7,200 (4,320)	対象外
D14			310,000 " 330,000 "	24,900 (14,940)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	19,920 (11,950)	12,640 (7,580)	10,080 (6,040)	
D15			330,000 " 350,000 "	26,000 (15,600)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	26,000 (15,600)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	
D16			350,000 " 360,000 "	26,900 (16,140)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	26,900 (16,140)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	
D17			360,000 " 370,000 "	28,000 (16,800)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	28,000 (16,800)	15,800 (9,480)	12,600 (7,560)	
D18			370,000 " 420,000 "	43,400 (30,380)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	43,400 (30,380)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	
D19			420,000 " 470,000 "	48,900 (34,230)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	48,900 (34,230)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	
D20			470,000 " 520,000 "	53,700 (37,590)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	53,700 (37,590)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	
D21			520,000 " 620,000 "	57,500 (40,250)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	57,500 (40,250)	22,600 (15,820)	18,000 (12,600)	
D22			620,000 " 840,000 "	61,500 (43,050)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	61,500 (43,050)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	
D23			840,000 " 1,200,000 "	65,800 (46,060)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	65,800 (46,060)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	
D24			1,200,000 "	70,400 (49,280)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	70,400 (49,280)	24,100 (16,870)	19,200 (13,440)	

※ 実際にお支払いいただくのは「軽減後」の金額です。
 ※ ()内は、2人以上のお子様がいる場合の2番目のお子様の保育料です。
 ※ 同時に3人以上のお子様がいる場合の3番目以降のお子様の保育料は無料です。

延長保育料【区立保育園・区立幼保一元化施設(長時間)】平成29年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計		延長1時間(月額)			スポット (日額)
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	市区町村民税均等割のみの課税世帯		600	600	600	200
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が 5,000 円未満	600	600	600	200
D2		5,000 円以上 20,000 "	600	600	600	200
D3		20,000 " 50,000 "	600	600	600	200
D4		50,000 " 80,000 "	700	600	600	200
D5		80,000 " 110,000 "	900	600	600	200
D6		110,000 " 140,000 "	1,000	700	700	200
D7		140,000 " 165,000 "	1,100	700	700	200
D8		165,000 " 190,000 "	1,200	800	800	200
D9		190,000 " 215,000 "	1,300	900	900	200
D10		215,000 " 240,000 "	1,400	900	900	200
D11		240,000 " 265,000 "	1,500	1,000	900	200
D12		265,000 " 290,000 "	1,600	1,000	900	200
D13		290,000 " 310,000 "	1,700	1,100	900	200
D14		310,000 " 330,000 "	2,400	1,500	1,200	200
D15		330,000 " 350,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D16		350,000 " 360,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D17		360,000 " 370,000 "	2,800	1,500	1,200	200
D18		370,000 " 420,000 "	4,300	2,200	1,800	200
D19		420,000 " 470,000 "	4,800	2,200	1,800	200
D20		470,000 " 520,000 "	5,300	2,200	1,800	200
D21		520,000 " 620,000 "	5,700	2,200	1,800	200
D22		620,000 " 840,000 "	6,100	2,400	1,900	200
D23		840,000 " 1,200,000 "	6,500	2,400	1,900	200
D24		1,200,000 "	7,000	2,400	1,900	200

※ 私立保育園・認定こども園の延長保育料は各園によって異なりますので直接お問い合わせください。

※ 保育料、延長保育料ともに保育標準時間、保育短時間共通です。

区立保育室

保育所入所待機児童解消のため、区が設置し、民間事業者に運営を委託している認可外保育施設です。認可保育園の申込みを行い、待機となったお子さんを対象としています。

● 入園対象

- ・保護者、児童共に渋谷区民であり（区外に転出した場合は退園となります。）、認可保育園の待機となったお子さん。
- ・区外在住で、渋谷区へ転入予定で申込みをし、認可保育園の待機となったお子さん。

● 申込方法

- ・区立保育室は単独でお申込みいただくことができません。認可保育園と併せて、申込み時に「支給認定申請兼保育所利用申込書（渋谷区書式）」の希望保育室記入欄に保育室名をご記入ください。
- ・転入予定で申込みの方は、入園希望月前月末日までに渋谷区に転入することが分かる書類（売買契約書、賃貸契約書等）を併せて、ご提出ください。

● 保育実施期間

- ・認可保育園の基準に準じます（P.12 参照）が、待機児童を対象とした暫定的な施設のため、在園期間が年度末までとなります。ただし、平成30年度から平成32年度末までの間については、区立保育室に入園したお子さんが、翌年度以降も引き続き待機児童となってしまった場合、同じ区立保育室に継続して通うことができます。（継続して通園するためには、翌年度以降も認可保育園の申込みが必要となります。）

※29年度在園のお子さんは継続制度の対象とはなりません。

※認可保育所の整備状況等により、この取り扱いが変更になる場合があります。

例：30年5月入園 → 31年4月申込みで待機児童 → 保育の必要性があれば、32年3月まで在園可
※さらに次年度も待機児童となった場合は、最長で33年3月まで在園可

31年4月入園 → 32年4月申込みで待機児童 → 保育の必要性があれば、33年3月まで在園可

● 月額保育料

- ・下記の基本保育時間（7：30～18：30）の保育料と認可保育料（P.16 参照）を比較して低い額が、区立保育室の保育料となります。

	月～金	月～土		月～金	月～土
8時間保育	30,000円	35,000円	10時間保育	38,000円	43,000円
9時間保育	34,000円	39,000円	11時間保育	42,000円	47,000円

※1時間未満は切り上げとなります。

※延長保育（18：30以降）については、別に延長保育料（月額4,000円）がかかります。

● 申込みにあたっての注意事項

【選考方法について】

- ・認可保育園の利用調整会議後、待機になった方の中で、利用調整を行います。定員を超えて申込みがあった場合は認可保育園の選考基準を基に利用調整を行います。
- ・育児休業中の申込みについては、認可保育園に準じます。（P.6 参照）

【認可保育園に内定した場合の退園について】

- ・区立保育室に入園後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。認可保育園に内定した場合は、在園している保育室は自動的に退園となります。内定辞退をしても、保育室に残ることができません。認可保育園の希望園の見直しをお願いします。

【在園期間中に育児休業を取得する場合】

- ・就労を理由に入園後、在園中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、在園期間の末日（最長で年度末）まで通園することが可能です。

- ・産前産後休暇中、育児休業中の保育時間は、原則9:00～16:00となります。

※次年度に兄弟姉妹で認可保育園の申込みをし、待機児童となってしまった場合、区立保育室在園中の上のおさんは翌年度も通園できますが、下の子の状況にかかわらず、復職が条件となります。

【内定辞退の取り扱いについて】

- ・認可保育園の内定辞退をしても、保育室に残ることができません。

【転入予定で内定された方の手続きについて】

- ・転入予定で内定された方は、入園希望月前月末日までに渋谷区への住民登録及び渋谷区保育課での申込手続きが完了しない場合は内定取消しとなります。

【申込みの有効期間について】

- ・入園希望月～平成31年1月1日入園分まで有効となります。申込みの必要がなくなった場合は取下届をご提出ください。

● 結果公表について

- ・内定した方には「利用内定通知書」「入園のしおり」等を、内定しなかった方には「利用保留通知書」をご自宅に郵送します。

● 保育時間について

- ・保育時間は開園時間の中で、保護者の就労時間、通勤時間、家庭状況等を考慮し、必要最小限の保育時間で決定します。
- ・入園日から1～2週間程度、短時間でのならし保育にご協力いただきます。

平成29年10月1日現在

保育室名	電話番号	開園時間
のぞみ保育室	03-5388-5086	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 8:30～17:00 ※延長及び土曜保育は満1歳以上児に限ります。
みらい保育室	03-5454-3302	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 8:30～17:00 ※7:30～8:30及び延長は満1歳以上児に限ります。
笹幡保育室	03-3320-2112	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上児に限ります。
代官山えびすにし保育室	03-3461-1473	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上児に限ります。
広尾ひだまり保育室	03-3444-8501	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上児に限ります。
西原ほほえみ保育室	03-3466-0581	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上児に限ります。
おおやま保育室	03-3460-1360	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上児に限ります。

※ほんまち一丁目保育室は、平成30年3月31日をもって閉園予定です。

居宅訪問型保育事業（待機児向け・障害児向け）

児童の居宅において1対1で保育する事業です。

<待機児童向け>

● 運営事業者

- ・株式会社ポピズ（問合せ先：0120-27-2100）
- ・認定NPO法人フローレンス（問合せ先：mirai@florenc.or.jp）

● 入園対象

- ・認可保育園の申込みを行い、待機となったお子さん（渋谷区民に限ります。）のうち、0～2歳児クラスに該当する年齢のお子さん。ただし、認定NPO法人フローレンスは1～2歳児クラスに該当する年齢のお子さん。（区立保育室等に在園している場合も対象となりますが、併用はできません。）

● 申込方法

- ・居宅訪問型保育事業は単独で申込みができないので、認可保育園の申請と併せて申込みをしてください。
- ・申込み時に「支給認定申請兼保育所利用申込書（渋谷区様式）」の希望保育室記入欄に区立保育室と併せて記入してください。区立保育室と併せて選考します。記入にあたっては、「居宅訪問（ポピズ）」、「居宅訪問（フローレンス）」と記入してください。

● 申込期限等

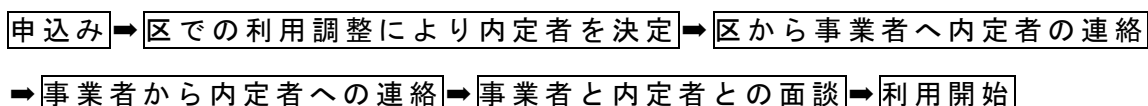
- ・居宅訪問型保育事業の利用内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、利用調整を認可保育園の利用調整よりも1か月分前倒し（4月利用開始を除く。）で行います。そのため、各月の申込締切は、「居宅訪問型保育事業の利用希望月」の前月分の締切日が期限となります。

例：居宅訪問型保育の利用希望月が9月の場合の申込み締切日は、認可保育園の8月入園の申込み締切日である7月5日となります。

● 利用期間

- ・利用開始日から3歳に達した年度の末日まで。ただし、認可保育園への入園ができる場合は、入園月前月末日で利用終了となります。

● 利用までの流れ



● 利用料金

- ・通常保育時間は認可保育園の保育料と同額となります。
- ※ 延長保育が必要な場合は、別途運営事業者が定める金額が必要になります。
- ※ 利用料金の他に保育者の往復交通費として、1日1,000円（一律）が必要です。（保育料がA・B階層になる世帯は免除となります。）

※ 公共交通機関が不通の場合はタクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要となります。

● 利用時間（保育時間）

・通常保育時間は、支給認定証の保育必要量の区分・運営事業者に応じ、以下のとおりとなります。利用時間は、月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く。）の通常保育時間の範囲内で、通常の勤務時間に通勤時間を加えた時間になります。

運営事業者 保育必要量の区分	株式会社ポピンズ	NPO法人フローレンス
保育標準時間	7:30~18:30（11時間）	8:00~18:30のうち8時間
保育短時間	7:30~18:30のうち8時間	8:00~18:30のうち8時間

- ※ 認定NPO法人フローレンスを利用する場合は、保育必要量の区分が「標準時間」の場合でも1日8時間までの利用になります。そのため、利用期間中は「短時間」に変更となります。
- ※ 通常保育時間を超えて保育が必要な場合は延長保育となり、最長で20時30分までの利用になります。ただし、認定NPO法人フローレンスは延長保育の利用ができません。
- ※ 保護者のどちらかが帰宅した時点で保育は終了となります。
- ※ 認定NPO法人フローレンスを利用する場合、利用可能な日数は月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く。）のうち5日までとなります。

● 保育内容等

・保育内容は運営事業者及び保育者にお任せいただきます。また、保育者は運営事業者が選定します。

● 食事等

・昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）、おやつ等は保護者の方にご準備していただきます。食事をご自宅にある電子レンジで温める程度は可能ですが調理はできません。

<障害児向け>

● 対象児童

・保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前までの児童（0歳児は要相談）で、運営事業者との面談で預かりが可能と判断されたお子さん。

（注）主に中程度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児等（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とするお子さんも可）が対象になります。

（注）気管切開・人工呼吸器などの呼吸器系疾患のあるお子さんについては、現時点では対応できません。

● 申込方法

・事前に保育課入園相談係にご相談の上、利用申込みをしてください。

● 利用時間（保育時間）

- ・月曜日から金曜日（土・日・祝日等を除く。）
8：00～18：00までのうち最長8時間（注）延長保育はありません。

● 食事等

- ・保護者の方にご準備していただきます。詳しい内容は運営事業者にご確認ください。

● 利用料金

- ・保育料（認可保育園を利用する場合と同額になります。）
- ・その他保育スタッフの交通費・制作等の材料費等が発生します。

● 運営事業者

- ・認定NPO法人フローレンス「障害児訪問保育アニー」

障害児保育園ヘレン初台

● 入園対象

- ・保護者の就労等の理由により保育を必要とし、かつ障害や疾病等で集団保育が著しく困難であると判断されるお子さんを対象に、子ども・子育て支援法の居宅訪問型保育と連携しながら、児童福祉法の児童発達支援による療育を実施します。

● 申込方法

1 施設への申込み

- ・申込先：認定NPO法人フローレンス
- ・申込方法：上記申込先の「入園に関するお問い合わせ」（外部ページ）にアクセスし、フォームに入力してください。

2 居宅訪問型保育の申請

- ・事前に保育課入園相談係にご相談のうえ、利用申込みをしてください。

3 児童発達支援の申請

- ・施設利用の内定後、障害者福祉課相談支援係に利用申込みをしてください。
- ・手続完了後「障害児保育園ヘレン初台」の利用に必要な通所受給者証を発行します。

● 利用時間（保育時間）

- ・月曜日から金曜日（土・日・祝日等を除く。）
8：00～18：00までのうち最長8時間（注）延長保育はありません。

● 利用者負担

- ・保育料（認可保育園を利用する場合と同額になります。）及び障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス等の利用者負担があります。
- ・その他の費用負担については、運営事業者にご確認ください。

● 運営事業者

- ・認定NPO法人フローレンス

小規模保育事業

渋谷区が認可する0～2歳児クラスのお子さんを小規模施設で保育する事業です。
申込み、利用調整の方法は認可保育園と同様となります。また、保育時間、保育料等についても認可保育園と同様となります。

● **対象施設**

ぶれあ保育園・上原（上原1-25-1）

● **連携施設**

- ・小規模保育施設は2歳クラスまでの施設になるため、3歳児クラス以降の保育については、卒園後の預け先として「連携施設」を設定することとなっています。
- ・ぶれあ保育園・上原については、平成30年開設予定の以下の3園を連携施設として設定する予定です。

うえはらさくらさくほいくえん（上原3-37）

グローバルキッズ代々木上原園（西原3-15-10）

グローバルキッズ代々木八幡園（代々木5-7-2）

● **申込みにあたっての注意事項**

- ・3歳児以降の連携施設（進級先）を1～3園指定して申込みください。
（0歳児・1歳児クラスの申込みをする場合も、連携施設を指定して申込みください。）
- ・入園の利用調整は連携施設の受入枠ごとに行います。希望される方は「支給認定申請兼保育所利用申込書」（裏面）に記載されている連携施設の希望順を必ずご記入ください。
- ・連携施設の受入枠は各施設2～3人ずつ（0歳児クラスは1人ずつ）として利用調整を行うため、ご希望の連携施設の受入枠に内定しない場合は、ぶれあ保育園・上原には内定しません。
- ・入園（内定）後、連携施設を変更したい場合は、改めて転園の申込みが必要となります。
（転園に関する取扱いは、認可保育園間の転園と同様です。）



区立幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成される施設です。保育が必要なお子さん（長時間保育）に加え、4・5歳児になると短・中時間保育のお子さんもお預かりします。原則、区立保育園と同様の預かり時間・保育料となりますが、4・5歳児は幼稚園児となり、教材費・PTA会費等、独自にかかる費用があります。

※ 短・中時間保育については、お申込みの手続きが別のご案内になります。

● 千駄谷なかよし園

千駄ヶ谷保育園（0～2歳児）、千駄ヶ谷保育園分園（3歳児）、千駄谷幼稚園（4・5歳児）で構成される施設です。2歳児までは保育園舎、3歳児以降は幼稚園舎を利用します。（土曜日は保育園舎で保育を行います。）

● 山谷かきのみ園

認可外保育施設（1～3歳児）、山谷幼稚園（4・5歳児）で構成される施設です。給食は専門業者からの搬入による提供となります。

認証保育所・私立保育室

● 認証保育所

都市型の保育ニーズを満たすため、東京都が独自の基準で認証した保育施設です。区内の認証保育所については、P.32の一覧をご覧ください。

また、東京都福祉保健局のホームページで、都内の認証保育所の一覧を公開しています。検索サイトで「東京都 認証保育所」等と検索していただくとお探しいただけます。

● 私立保育室

一定の条件を満たす認可外保育施設を、区が保育室として指定した施設です。私立保育室については、P.32の一覧をご覧ください。

その他の認可外保育施設

東京都福祉保健局のホームページで都内の認可外保育施設の一覧を公開しています。検索サイトで「東京都 認可外保育施設」等と検索していただくとお探しいただけます。

また、下記の区内3か所の認可外保育施設に、認可保育園の待機児童となった方の特別枠を設けています。「利用調整結果通知書（待機）」に施設の概要・定員・保育料（平成29年度：月220時間保育で45,000円）等を記載した案内を同封しています。

施設名	所在地	事業者 問い合わせ先
キッズハーモニー・新宿	代々木2-1-5 JR南新宿ビル	(株)パソナフオスター office@pasonafoster.co.jp
キラキラキッズナーサリー	富ヶ谷2-7-4 リッチバレー2F	(株)パットコーポレーション kirakira@kirakirakids.jp
ポピンズナーサリースクール 恵比寿 ホップキッズ	恵比寿4-20-1 サッポログループ本社棟内	(株)ポピンズ ebisu-hopkids@poppins.co.jp

認証保育所・私立保育室・認可外保育施設の保育料の助成

● 認証保育所・私立保育室

渋谷区に住んでいる人が認証保育所（渋谷区外の認証保育所も含む。）、渋谷区内の私立保育室に入園した場合、以下のとおり保育料の助成を行います。

① 定額助成

世帯の所得等によらず保育料の助成を行います。

- ・区内認証保育所：25,000円／月（申請不要）
- ・区外認証保育所：25,000円／月（申請必要）
- ・私立保育室：10,000円／月（申請不要）

② 差額助成

施設に支払った保育料が認可保育園に入った場合に算定される保育料よりも高い場合、その差額についてお返しします。いずれの施設についても、申請が必要となります。

※ 申請が必要となる助成は4月～8月（前期）、9月～3月（後期）の2回実施します。申請時期になりましたら、保育課から申請書をお送りします。前期分は10月頃、後期分は5月頃にご指定の口座に振り込む予定です。

● 認可外保育施設(上記施設及びP. 24の認可外保育施設の特別枠を除く。)

渋谷区に住んでいる人が「認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書」が発行されている認可外保育施設（東京都内の施設に限る。）に入園した際、世帯の所得等によらず、月額40,000円を上限として保育料を助成します（0歳児～3歳児クラスに限る。）。いずれの施設についても、申請が必要となります。

※ 助成は4月～8月（前期）、9月～3月（後期）の2回実施します。申請方法等については、ホームページをご覧ください。前期分は10月頃、後期分は5月頃にご指定の口座に振り込む予定です。

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

保育園在園中のサービス（平成29年10月1日現在）

● 渋谷保育メール

渋谷区では、大地震や台風などの災害に備え、お子さんと保護者の安否確認や引取りに関する連絡手段として、緊急メール配信システムを運用しています。

区内の認可保育園、区立幼保一元化施設、区立保育室に在園のお子さんの保護者が対象です。震度5弱以上で安否確認やお子さんの引き取りに関する緊急メールを一斉配信します。

● 病児・病後児利用料金助成制度

お子さんが病気やケガで保育施設に登園できない場合、仕事があるなどの理由でご自宅でベビーシッターなどのサービスを利用したときに、利用に要した費用の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、ホームページをご覧ください。

※病児保育については、P. 28をご覧ください。

《対象となるお子さん》

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設の1～3歳と4・5歳児の長時間保育、認証保育所、私立保育室、区立保育室、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けている乳幼児で、ベビーシッター等の利用前後7日以内に、医療機関で受診していること。

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

● 休日保育

区内の認可保育園、区立保育室に在園中で、日曜・祝日（12月29日～1月3日を除く）に保護者の就労等の理由により、保育を必要とするお子さんをお預かりします。（原則無料）事前の予約が必要となります。

ベネッセ美竹の丘保育園 渋谷1-18-9

☎5464-1545（休日保育専用）

受付時間：月～金（土日・祝日・年末年始を除く）10:00～17:00

その他の保育サービス

● 子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもと、その家庭に関する相談を受け付けます。児童相談所など関係機関と連携・協力し、子どもへの虐待防止と解消に取り組んでいます。

神宮前3-18-33

☎0120-135-415（相談専用）☎3405-9673（その他のお問い合わせ）

● 子育て支援センター

日常的な育児全般の相談、親子参加の子育て広場、子育て教室、短期緊急保育を行っています。

平成29年10月1日現在

名 称	住 所	電話番号
本町子育て支援センター	本町4-9-7	0120-03-1152
鳩森子育て支援センター	千駄ヶ谷5-9-1	0120-05-1152
代官山子育て支援センター	代官山町7-9	0120-87-1152
富谷子育て支援センター	上原1-46-4	0120-26-1157
中幡・笹塚子育て支援センター	笹塚3-3-1	0120-25-7044
広尾子育て支援センター	広尾5-8-2	0120-81-4152

● 渋谷区ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な方（ファミリー会員）と子育ての援助ができる方（サポート会員）が登録し、会員相互の子育て支援を行っています。

対象：区内在住で生後6か月～小学校3年生までのお子さんを育てている方

サービス内容：①保育施設等（保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ等）への送迎

②保育施設等の開始前・終了後・休業日の預かり

③その他の預かり（通院、出産、就職活動等）

※ 預かり場所は原則としてサポート会員宅です。

登録方法等は、電話にてお問い合わせください。

〈渋谷区ファミリー・サポート・センター〉

宇田川町5-2 神南分庁舎1階

【お問い合わせ】 ☎5457-0221

- **緊急一時保育**

保護者が死亡、行方不明、病気のため入院したなどの理由により、緊急かつ一時的に保育が必要な満1歳以上のお子さんを、区立保育園で保育する制度です。保育期間は原則1か月までです。

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎3463-2492

- **一時保育**

お子さんの健やかな成長を支援するために、理由を問わずお子さんをお預かりします。下記の保育園で実施しています。対象となる年齢、開所時間、利用料金等は各保育園にお問い合わせください。また、渋谷区のホームページにも掲載しています。

※西原りとるぱんぷきんず、代々木至誠こども園以外は一時保育専用電話番号です。

平成29年10月1日現在

名 称	住 所	電話番号
恵比寿保育園	恵比寿西2-8-1	3461-1584
富ヶ谷保育園	富ヶ谷2-30-8	3466-2578
新橋保育園	恵比寿1-27-10	3280-6180
大向保育園	松濤1-26-6	3468-2237
笹塚第二保育園	笹塚1-27-1	3469-0362
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545
西原りとるぱんぷきんず	西原2-46-4	5790-5012
代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466
神宮前あおぞらこども園	神宮前5-6-1	6418-9461
本町きらきらこども園	本町3-38-10	5358-8761
恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2533
本町そよかぜこども園	本町6-6-2	3373-5611



- **区立保育園一時保育室での定期利用保育**

パートタイム勤務等の就労形態に応じた時間で、区立保育園一時保育室で一定程度継続的に保育します。

平成29年10月1日現在

名 称	定 員
恵比寿保育園、富ヶ谷保育園、新橋保育園	各園2名
大向保育園、笹塚第二保育園	各園1名

- ・対象年齢：満1歳となった日の翌月～満3歳となる年の年度末まで（2歳児クラスまで）。ただし、完了食になっていること。
- ・開所日：月～金（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
- ・開室時間：9：00～18：00
- ・保育時間等：週3日以下、1日8時間以下
- ・保育料：1月当たりの利用時間により、以下のとおりとなります。
32時間以下：8,800円、32時間超え～64時間以下：17,600円
64時間超え：26,400円

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎3463-2492

● 病児保育

病気で保育所などに通えないお子さんを以下の病児保育室でお預かりします。また、保育所などで体調不良になったお子さんを保護者の方に代わってお迎えに行き、以下の病児保育室でお預かりします。

施設名：病児保育室フローレンス初台

所在地：渋谷区代々木4-37-15 おやこ基地シブヤ3階

定員：6名

利用日等：月～金（祝日、年末年始等を除く。）、8：30～17：30

利用方法：ご利用には事前登録と利用予約が必要となります。詳しくは病児保育室フローレンス初台のホームページをご覧ください。

対象となるお子さん：生後6か月以上の未就学のお子さんで、以下のいずれかに該当するお子さん

- ①渋谷区内在住で、保育施設等に通っているお子さん
- ②渋谷区外在住で、渋谷区内の保育施設等に通っているお子さん
- ③渋谷区外在住で、保護者が渋谷区内の会社等に勤務しており、渋谷区外の保育施設等に通っているお子さん

《保育施設等》

認可保育所・認定こども園・認証保育所・私立保育室・区立保育室・幼保一元化施設・定期利用保育・一時保育・東京都に届出済の認可外保育施設・幼稚園等

Q&A

Q 1 区立、私立保育園の違いは何ですか？

- A 1 区立保育園は、区が設置・運営しています。私立保育園は、社会福祉法人等が設置・運営しており、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。
保育料は区立・私立による違いはありませんが、延長保育料は、施設により異なります。

Q 2 認定こども園とは何ですか？

- A 2 保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。区内の認定こども園は、保育所型の認定こども園で、認可保育園として認可を受けています。
3～5歳児になると、保育が必要なお子さんに加え、保育の必要性にかかわらず、利用時間が短・中時間のお子さんでも入園できます。
※短・中時間の利用を希望する場合は、各園に直接お問い合わせください。

Q 3 申込みは郵送でできますか？

- A 3 ご家庭の状況を正確に把握するためにお話を伺いますので、保育課窓口にご来庁ください。
希望園の変更等の手続は郵送でも受け付けています。

Q 4 希望順位は利用調整に影響しますか？

- A 4 第1希望だから有利、第〇希望だから不利ということはありません。各園ごとに[保育園入園のご案内]の10、11ページに掲載されている利用調整基準等により優先度が高い方から入園を内定します。
複数の保育園に入園できる場合、最上位の希望園に内定するよう調整しますので、空き状況等にかかわらず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q 5 出生前の申込みはできますか？

- A 5 4月入園申込時のみ申込みができます。4月1日までに出産予定のお子さんについて利用申込みを受け付けます。ただし、渋谷区の認可保育園では生後57日目の翌月の1日からお預かりするので出産日によっては入園月が5月、6月入園になる場合があります。
保育園入園後には復職をしていただくこととなります。申込みの際に保育園入園のご案内に記載された必要書類のほか〔母子健康手帳のコピー〕と〔出生前の保育所利用申込に係る同意書〕の提出が必要です。
年度途中の申込みは生後57日経った希望入園月の申込みから可能となります。

Q 6 渋谷区民ですが、区外の保育園に申込みをすることはできますか？

- A 6 渋谷区の保育課窓口で申込みをしてください。
申込みの際は必ず事前に希望する保育園を管轄する市区町村に「申込要件、申込締切日、必要書類、空き状況等」をお問い合わせください。
転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先の市区町村で、再度申込みが必要です。

Q 7 各保育園等の空き状況は分かりますか？

- A 7 毎月上旬に渋谷区のホームページに掲載しています。
空き状況は退園などにより随時変化するので、ホームページの空き状況にかかわらず「入りたい順番」や「毎日通える範囲」を検討した上で希望する保育園等を選んでください。

Q 8 利用調整基準表の見方がわかりません。どのように指数をつけますか？

A 8 利用調整基準は[保育園入園のご案内]の10、11ページをご覧ください。

例：①父が週5日、1日8時間就労している 父基本指数 20
母が週5日、1日6時間就労している 母基本指数 18
父母の就労実績が6か月以上 調整指数 番号13×2 2
申込児を認可外保育施設に有償で預けている 調整指数 番号8 2
(週5日・預かり時間が父母の就労時間をカバーしている場合)
(合計)指数 42

②父が週5日、1日8時間就労している 父基本指数 20
母が週5日、1日8時間就労している 母基本指数 20
父母の就労実績が6か月以上 調整指数 番号13×2 2
母が育児休業中で育児休業給付金を受けている 調整指数 番号14 2
兄弟姉妹がすでに在園している園を申込み 調整指数 番号9 2
(合計)指数 46

Q 9 会社員ですが、出産予定月を挟む前後2か月に入園希望月がかかる場合、通える期間と母の指数はどうなりますか？

A 9 通える期間に関しては[入園のご案内]の12ページをご覧ください。

指数は以下のとおりとなります。

【産後休暇後、ただちに復職する場合】

就労要件で申込みになり、10ページの就労日数、時間に応じた指数がつきます。

【産後休暇後、復職せずに育児休業を取得する場合】

出産要件での申込みになり、指数は8となります。

※就労していない方は出産要件での申込みになります。

Q 10 申込書類に不備があった場合はどうなりますか？

A 10 申込締切日までに書類を提出していただく必要があります。締切日を過ぎると次回の利用調整での反映になりますので、期間に余裕をもってお申込みください。

※平成30年4月の入園申込みについては、申込締切日とは別に書類の締切日を設けています。

Q 11 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか？

A 11 「保育の変更届」を提出していただくことにより変更することができます。

変更は、申込締切日までに提出があった場合に反映できます。

※平成30年4月の入園申込みについては、申込締切日とは別に書類の締切日を設けています。

Q 12 4月に待機になりましたが、毎月の申請は再度必要でしょうか？

A 12 申込書の有効期限は原則として入園を希望する年度の1月入園申込みまでです。

4月入園の申込みをした場合、5月以降は希望園に空きがあるときに自動的に利用調整の対象となります。お待ちいただいている間に、就労状況、家庭状況、希望園等に変更があった場合は必ず届出をしてください。

※翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。

Q 1 3 保育園の競争率は何倍ですか？また、指数は何点あれば入園できますか？

A 1 3 渋谷区では認可保育園は最大10か所希望できるので、実質倍率や何点あれば入園できるか等はお答えできません。希望園ごとに指数が高い方から入園を内定します。

※指数が高くても保育園の空きがなければ内定しませんし、指数が低くても他に希望している方がいない場合は内定するというように、空き状況や他の方との比較で内定するかどうかが決まります。

Q 1 4 認可保育園の入園が内定しましたが、辞退すると不利になることはありますか？

A 1 4 次回の利用調整会議で不利になります。

例：5月1日入園の選考で認可保育園に内定したが辞退した場合、6月1日入園の利用調整では指数にかかわらず最下位となりますが、7月1日入園の選考では元の取扱いに戻ります。

Q 1 5 待機の順番を知ることはできますか？

A 1 5 申込みがあった方すべてに順番をつける方法での調整はしておりませんので、お伝えできません。また、お待ちになっている方の人数等も希望園の変更や新規申込、申込取下げなどにより常に変動するため、お伝えできません。

**Q 1 6 申込時に母が育児時間を取得していますが、指数が下がってしまうのでしょうか？
また、復職時に育児時間を取得する場合、内定が取消しになるのでしょうか？**

A 1 6 正規の勤務時間が8時間以上の場合、育児時間を取得し、最低1日6時間以上の時短勤務であれば、指数が下がらずに正規の勤務時間で指数をつけます。

※復職時も同様に上記の内容で復職をすれば内定は取消にはなりません、1日6時間を下回る時間で復職した場合は内定取消になります。

※育児時間を取得することとなった場合は、就労証明書等の提出が必要となります。

【申込時に育児時間を取得している場合】

例：正規の勤務時間 9：00～17：00 8時間勤務
育児時間を取得した勤務時間 9：00～15：00 6時間勤務
正規の勤務時間の指数がつきます。

【復職時に育児時間を取得した場合】

例：正規の勤務時間 8：00～18：00 10時間勤務
育児時間を取得した勤務時間 9：00～16：00 7時間勤務
6時間以上の時短勤務なので内定取消にはなりません。

Q 1 7 長男が保育園に通っていますが、第2子出産にあたり育児休業を取得する予定です。

長男を引き続き保育園に通わせることはできますか？

A 1 7 認可保育園在園児の継続通園の特例に当てはまります。

第2子が1歳になる年度末まで保育園に通うことができます。

〔入園のご案内〕14ページをご覧ください。

Q 1 8 保育園の見学はできますか？

A 1 8 保育園の見学は各保育園で対応しておりますので、事前に直接各保育園に電話をし、見学日や時間についてご相談ください。

渋谷区内の認証保育所・私立保育室一覧


平成29年10月1日現在

☆ 入園等については、直接、各施設にお問い合わせください。

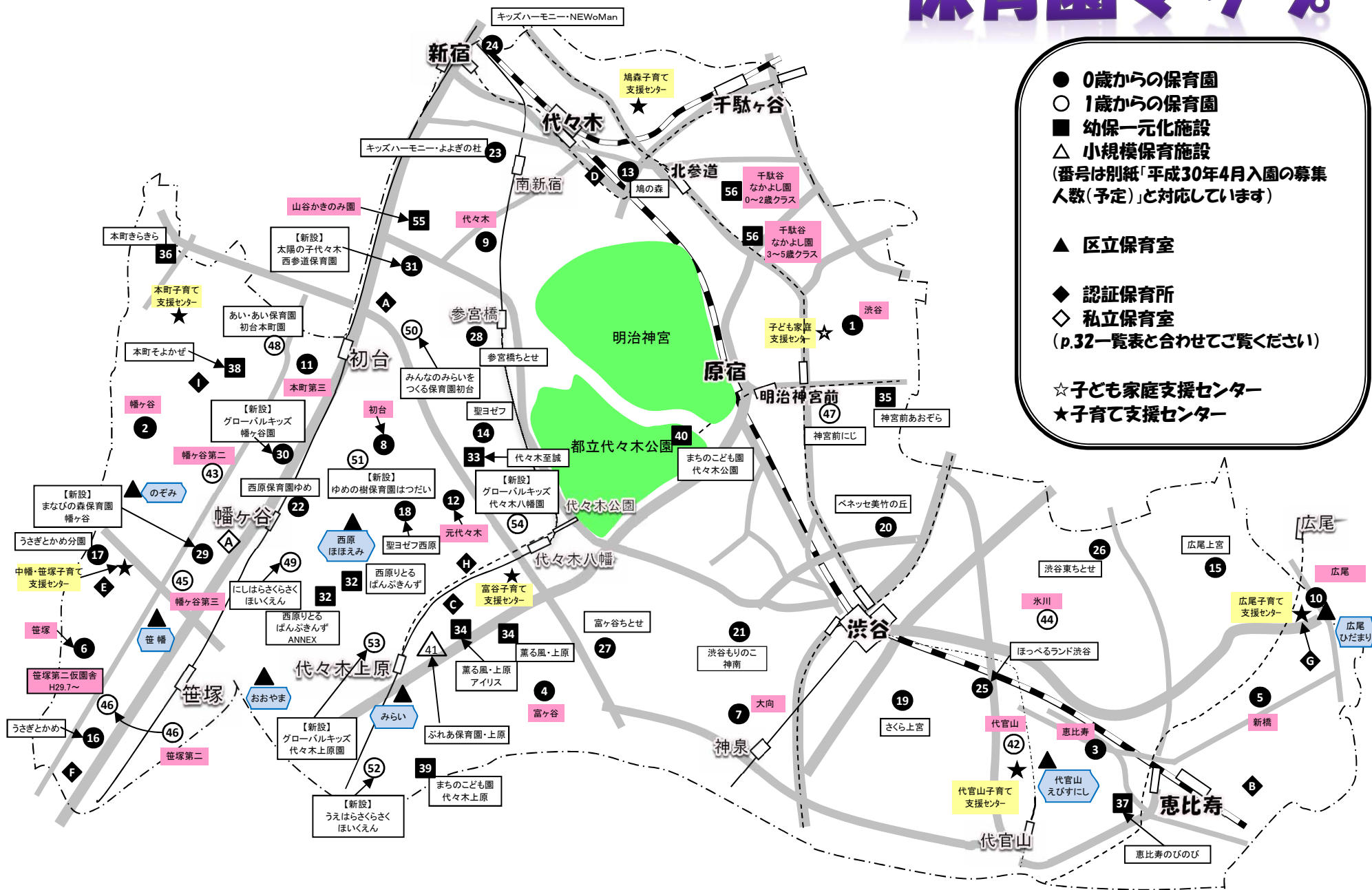
● 認証保育所

施設名	所在地	電話	定員	受入れ年齢	保育園マップでの表示
パレット保育園・初台	代々木4-31-4 キャッスル新宿1、2階	5333-6041	40	生後57日～ 小学校就学前まで	
ピュア・テンプ恵比寿	恵比寿4-12-12 ダイナックスビル1階	0120-267-102	30		
ピュア・テンプ代々木上原	上原1-38-10		36		
ピュア・テンプ代々木	代々木1-31-1		30		
酒井保育室	笹塚3-42-7	3376-6683	23	産休明け～2歳児	
フジキ保育室	笹塚2-29-4	3378-0283	26		
エンゼル・ルーム	広尾5-8-2 広尾子育て支援センター3階	3446-9462	20		
なでしこ保育園	元代々木町24-1	3481-4611	26		
コミュニティハウス保育室ポッポ	本町6-16-4	3320-8163	21		

● 私立保育室

施設名	所在地	電話	定員	受入れ年齢	保育園マップでの表示
カナリー保育園	幡ヶ谷2-17-15	3377-7526	29	産休明け～2歳児	

保育園マップ



- 0歳からの保育園
- 1歳からの保育園
- 幼保一元化施設
- △ 小規模保育施設
(番号は別紙「平成30年4月入園の募集人数(予定)」と対応しています)
- ▲ 区立保育室
- ◆ 認証保育所
- ◇ 私立保育室
(p.32一覧表と合わせてご覧ください)
- ☆ 子ども家庭支援センター
- ★ 子育て支援センター

渋谷区子ども家庭部 保育課 入園相談係



電話：03（3463）2492

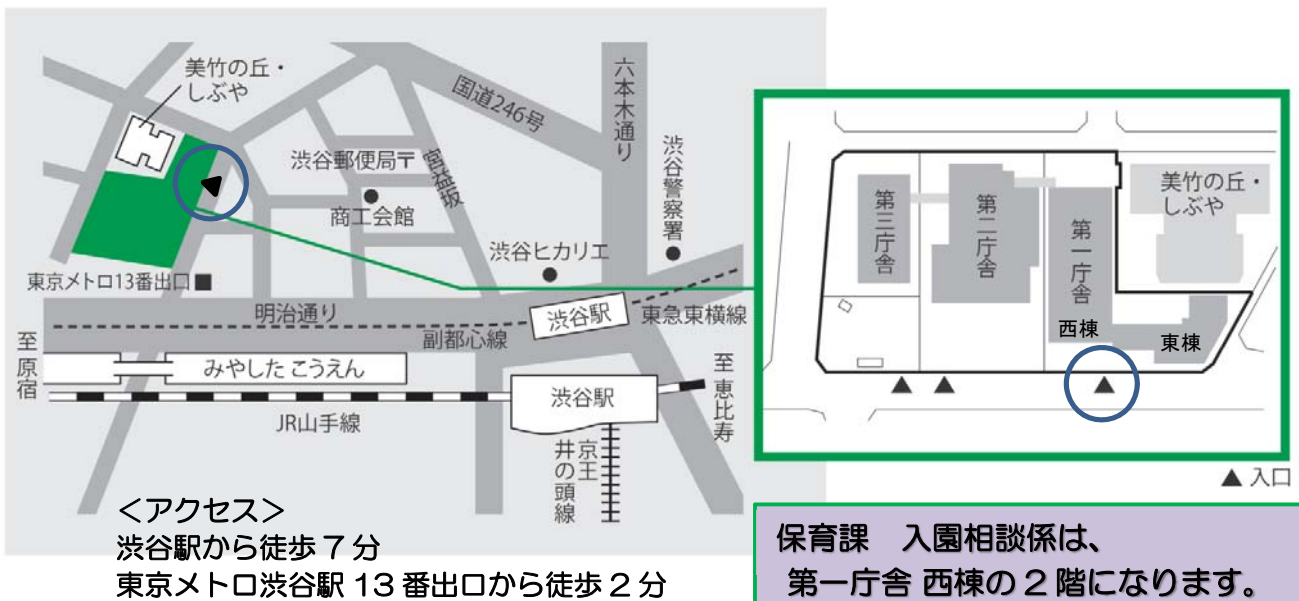
（受付時間 8：30～17：00）

〒150-8010 渋谷区渋谷1丁目18番21号 〔仮庁舎〕

<http://www.city.shibuya.tokyo.jp/>



保育に関するサイトはこちらからもアクセスできます。



<アクセス>

渋谷駅から徒歩7分

東京メトロ渋谷駅13番出口から徒歩2分

保育課 入園相談係は、
第一庁舎 西棟の2階になります。

★仮庁舎へのハチ公バス★

- ・ 恵比寿・代官山循環 タヤケコヤケルート : 渋谷区役所仮庁舎前 下車
- ・ 神宮の杜（もり）ルート（神宮前・千駄ヶ谷ルート） : 宮下公園前 下車